

多治見市民病院の一部スペースを利用した

多治見市産後ケア事業

(宿泊型・通所型) 業務委託
公募型プロポーザル実施要項

令和7年1月6日

多治見市保健センター

多治見市民病院の一部スペースを利用した
多治見市産後ケア事業（宿泊型・通所型）業務委託公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

多治見市では、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を提供することを目的に、多治見市民病院の一部スペースを利用して、宿泊型及び通所型の産後ケア業務（以下「本業務」という。）を実施することとしている。

本業務は、これを適切に遂行する能力及び技術力を有する事業者に委託して実施する。

2. 目的

本業務は、プロポーザル方式により企画提案を募集することにより、委託料のみでなく、実績、専門性、企画力等を総合的に判断し、本業務の履行に最も適した契約相手方候補者を選定することを目的とする。

なお、プロポーザルの実施については、この要項に定めるもののほか、関係法令を遵守するものとする。

3. 産後ケアを実施する場所と内容

産後ケアを実施する場所は、多治見市民病院の4階北病棟の一部スペース（多目的室6、多目的室5、更衣室）とする。

産後ケアの内容は、宿泊型及び通所型とし、同時に受け入れる産婦は、2組以内を想定している。

※業務の詳細については、「多治見市民病院の一部スペースを利用した多治見市産後ケア事業（宿泊型・通所型）業務委託仕様書（以下「仕様書」という）」を参照。

※業務場所については、多治見市民病院4階北病棟平面図を参照。

4. 契約期間

令和7（2025）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までとする。

5. 委託料（単価契約）の予算の上限額

契約単価は1子1日にあたり3万円以内（食事代を含む）、通所型（半日型）は1子1日にあたり2万円以内とする。（宿泊型の場合は1泊2日は2日、2泊3日は3日と数える）

その他の市の判断により、仕様書に示した対応をした場合は、市が定めた加算をする。

（詳細については、仕様書を参照。）

6. 募集(公募)期間

令和7年1月6日（月）から同月31日（金）まで

7. 提出期限

質問書：令和7年1月17日（金）

参加表明書及び提案書等：令和7年1月31日（金）

持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

郵送の場合は提出期限日の午後5時までに保健センターに到着すること。

（参考）スケジュール

| 内容 | 日時等 |
|--------------------|-----------------------|
| 実施要項等の公表 | 令和7年1月6日（月）～1月31日（金） |
| 質疑の受付期間 | 令和7年1月6日（月）～1月17日（金） |
| 質疑への回答期限 | 令和7年1月23日（木） |
| 現地視察 | 令和7年1月15日（水）～1月16日（木） |
| 参加表明書及び企画提案書等の提出期間 | 令和7年1月6日（月）～1月31日（金） |
| 参加資格審査結果の通知 | 令和7年2月6日（木） |
| プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和7年2月10日（月） |
| 審査結果の通知 | 審査後1週間程度で通知 |
| 業務の開始 | 令和7年4月1日 |

8. 申請資格

- (1) 国の示す産後ケアガイドライン及び仕様書に掲げる要件を満たす事業所であること。
- (2) 多治見市競争入札参加者名簿に登録されていること。登録していない場合は、参加表明提出期限までに申請をすること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限される者でないこと。
- (4) 役員に、次の各号のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続きの申立てがなされている者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によるなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (11) 参加表明書提出期限から選定の日までの期間内に、多治見市競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (12) 参加表明書提出期限から選定の日までの期間内に、多治見市税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

申請後、申請資格に該当しないことが判明した場合は、書面にて申請者にその旨を通知します。

9. 実施要項等の配布

(1) 配布期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）から同月 31 日（金）まで

(2) 配布方法

多治見市ホームページから入手すること。

10. 質問書

(1) 提出期限 令和 7 年 1 月 17 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出様式 別添様式

(3) 提出方法

メール

※件名を「多治見市民病院の一部スペースを利用した多治見市産後ケア事業（宿泊型・通所型）業務委託公募型プロポーザルに関する質問（事業所等名称）」とすること。

※送信後、確認のための電話連絡を行うこと。

(4) 回答方法

質問への個別の回答は行いません。質問及びそれに対する回答を、令和 7 年 1 月 23 日（木）までに全参加資格者宛てに電子メールにて送信します。

質問先：多治見市保健センター E-mail:hosen@city.tajimi.lg.jp

11. 現地視察

産後ケア実施場所の視察を希望するものは、以下のように申し込みをすること。

(1) 下見日時 令和 7 年 1 月 15 日（水）・1 月 16 日（木）

9 時 30 分～16 時の間で 30 分程度

(2) 申込方法 メール（希望日と希望時間帯を明記する）

※メールの件名を「【現地視察希望】多治見市民病院の一部スペースを利用した多治見市

産後ケア事業（宿泊型・通所型）業務委託公募型プロポーザル（事業所等名称）」とすること。

※送信後、確認のための電話連絡を行うこと。

(3) 参加人数 4人まで

(4) 申込期限 令和7年1月10日（金）午後5時まで

申込先：多治見市保健センター E-mail:hosen@city.tajimi.lg.jp

12. 参加表明書及び企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとするものは、次の（5）に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年1月31日（金）午後5時（必着）

(2) 提出先 多治見市役所駅北庁舎3階 保健センター

(3) 提出方法 持参（開庁日の午前9時～午後5時）又は特定記録郵便で郵送すること。

(4) 注意事項

①文字のフォントサイズは10.5Pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。

②企画提案書の表紙に、社名を記入しないこと。

(5) 提出書類

| 番号 | 書類名 | 様式番号 | 要否 | 部数 |
|----|---|-------|----|----|
| 1 | 多治見市民病院の一部スペースを利用した多治見市産後ケア事業（宿泊型・通所型）業務委託プロポーザル参加表明書 | 様式第1号 | 要 | 8部 |
| 2 | 事業者概要書 | 様式第2号 | 要 | 8部 |
| 3 | 業務実績 | 様式第3号 | 要 | 8部 |
| 4 | 産後ケア事業企画提案書 | 様式第4号 | 要 | 8部 |
| 5 | 産後ケアの安全及び危機管理に関する提案書 | 様式第5号 | 要 | 8部 |
| 6 | 産後ケア実施者（助産師・保健師・看護師・保育士等）の資格免許証の写し | なし | 要 | 8部 |
| 7 | 損害賠償保険証等の写し（現在加入していない場合は、加入しようとする保険の内容が分かるもの） | なし | 要 | 8部 |
| 8 | 見積書 ・見積金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を明示すること（産後ケアは非課税） ・見積金額が委託料の上限額を超える場合は失格とする。 ・代表者印を押印した正本1部と副本7部とする。 | 様式第6号 | 要 | 8部 |
| 9 | その他添付書類 | なし | 任意 | 8部 |
| 10 | 質問書 | 様式第7号 | 任意 | 1部 |
| 11 | 辞退届 | 様式第8号 | 任意 | 1部 |

(6) 申請・提案に関する費用負担

申請・提案の際に要する費用は、申請者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。

(7) 提案書の著作権及び公表

提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、申請書類及び提案書等は、複写することができるものとする。また、多治見市情報公開条例の規定等により開示又は公表することがある。

(8) 提案書の変更

市が一旦受理した提案書については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めない。また、市が不足書類等の再提出を求めた場合を除き、一旦受理した提案書に関する資料の追加提出も認めない。

13. 選定方法

(1) 選定方法

書類審査及び多治見市産後ケア事業業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）におけるプレゼンテーション審査により選定する。

プレゼンテーションの時間は1事業所45分（企画提案書による説明20分／質疑25分）とし、出席者は産後ケア業務を担当する助産師を含め3人以内とする。

プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とする。その場合、スクリーンとプロジェクター（HDMI端子）は市が用意し、接続するパソコンは企画提案者が持参すること。パソコン等の設置準備時間はプレゼンテーションの時間から除く。

選定委員会は以下の日程で行う。

日時 令和7年2月10日(月)午後1時30分～

（プレゼンテーションの時間は、参加資格確認通知書にて通知する。）

場所 多治見市役所駅北庁舎3階 保健センター 研修室

(2) 選定結果の通知と公開

選定委員会の選定結果は、選定委員会が終了後1週間程度で、全企画提案者にメールで通知する。又、多治見市ホームページにて公開する。

(3) その他の留意事項

ア 選定委員会委員及び関係市職員との接触の禁止

応募予定者及び応募申請者は、選定委員会委員及び関係市職員と本件提案についての接触を禁止する（現地説明会等の正当な行為は除く）接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。

イ 重複提案等の禁止

一つの団体が複数の提案をすることはできない。

ウ 選定対象外

次の要件に該当した場合は、選定の対象から除外する。

① 提出書類に虚偽の記載があった場合

② 本要項及び仕様書に違反し、又は著しく逸脱した場合

- ③ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- ④ その他不正な行為があった場合

14. 選定基準

提案書等及びプレゼンテーションに基づき、選定委員会で表1の選定基準に基づき採点し、合計得点の最も高い事業所を受託者として決定する。

具体的な評価項目及び配点は、表1のとおりとする。なお、審査には最低基準を設定する。最低基準は、表中の総得点の6割とし、申請者の総合得点が最低基準に満たない場合は、不合格とする。全ての申請者が最低基準を満たさない場合、最高得点の団体は提案書を再提出し、再度選定委員会の審査に付することができるものとする。

<評価項目>

表1

| 評価項目 | | 配点 |
|-------------------------------------|---|-----|
| 項目（事業所評価） | 内容 | 30 |
| 1. 事業所評価 | ①産後ケアを運営するのに適した理念・経営方針であるか | 10 |
| | ②事業を安定して継続可能であるか | 10 |
| | ③産後ケア事業の業務実績があるか | 10 |
| 項目（技術評価） | 内容 | 70 |
| 2. 産婦の心身の健康管理及び母乳相談、子育て相談事業の実績と企画提案 | ①産婦の健康管理及び心理面のケア、生活面の相談及び指導、行政や関連機関との連携 | 20 |
| | ②授乳方法、乳房手当、乳房トラブルケア | 20 |
| | ③産後ケア対象児（新生児から1歳未満）の子育てに関する発育発達・生活習慣に合わせた子育て相談及び指導 | 10 |
| 3. 職員の人材育成 | ①従事者に対し、必要な研修を受講させ、資質の向上に努めているか。（又は努められるか。） | 5 |
| 4. 危機管理 | ①母子への安全管理、食品衛生及び環境衛生管理、災害・事故の発生時の対応が十分であるか。 ②母子への安全管理、職員の労働安全衛生等を踏まえ、適切な人員配置体制がとれるか。 ③損害保険等保険に加入しているか（又は加入できるか） ④個人情報の保護に対する適切な内容がなされるか ⑤苦情等の際には誠意をもって迅速、適切に対応できるか。 | 10 |
| 5. コスト意識及び見積額 | ①費用対効果を高める取り組みがなされているか ②事業に見合った適切な見積額であるか | 5 |
| 総得点 | | 100 |

15. 契約の締結

- (1) 審査の最高得点者を受託者として決定する。
- (2) 契約内容は、本要項、多治見市産後ケア事業（宿泊型・通所型）業務委託公募型プロポーザル仕様書及び提案書に基づいて決定する。

16. 業務開始前に契約の実施が困難になった場合における措置

(1) 選定結果通知後の辞退

選定結果通知後に辞退することは、原則認めない。万一、選定結果通知後に辞退する場合は、保健センターに辞退届を提出すること。なお、選定結果通知後に辞退した場合、市が被った損害について、損害賠償請求をすることがある。

(2) 契約の取消し

業務開始までの期間に、選定された事業所が次の事項のいずれかに該当した場合は、契約を取り消す。

- ア 倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- イ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ 提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- エ この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。
- オ その他委託することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

17. その他（留意事項）

選定された事業所が、当該事業所の責めに帰すべき事由により、業務等を継続することが適当でないと認めるときは、契約を取り消すことがある。この場合、事業所の損害に対し市は賠償しない。また、契約の取消しに伴う市の損害について、事業所に損害賠償請求をすることがある。

18. 問い合わせ先

多治見市保健センター

〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地

電話番号 : 0572-23-6187 (直通)

ファックス番号 : 0572-25-8866

E-Mail : hosen@city.tajimi.lg.jp